

社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会（以下「法人」という。）の定款第23条第1項及び第25条第5項の規定に基づき、法人の役員等の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 常勤役員 理事長、常務理事及び会長
- (2) 非常勤役員 理事及び監事

(報酬)

第3条 役員等の報酬の総額は、定款第23条の規定に基づき、各年度の総額が40,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与、通勤手当及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次の表に定める額を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,200,000円
常務理事	月額 800,000円
会長	月額 1,000,000円

- (2) 賞与については、次の表に定める額を支給する。

役職名	6月賞与	12月賞与
理事長、常務理事、 会長	報酬月額×職員の支給月数 に準じる	報酬月額×職員の支給月数 に準じる

- (3) 通勤手当については、常勤役員の通勤実態に即して支給する。
- (4) 退職手当の支給方法などについては、「独立行政法人福祉医療機構」の退職手当共済制度を準用することとし、支給額については、最終報酬月額に、次の表に定める在任年数ごとの支給乗率により算出した額を支給する。

なお、在任年数について、1か月未満は1か月に切り上げるものとする。

在任年数	支給乗率	在任年数	支給乗率
1年以上～4年未満	5.2200	12年以上～16年未満	29.1450
4年以上～8年未満	10.7880	16年以上	36.1050
8年以上～12年未満	20.4450		

- (5) 常勤役員が職務のため出張したときは、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支給する。

(特別功労加算金)

第6条 法人の創業を主導又は推進し、強力な戦略のもとに事業を盛業に導くなど、その功績が特に顕著と認められる常勤役員に対しては、前条第4号の退職手当に加えて、特別功労加算金を支給することができる。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第7条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次の表に定める額を支払うものとする。

理事・監事	報酬の額
理事会等の会議への出席	日額 20,000 円
監事監査	
上記のほか、法人及び施設行事への出席	日額 10,000 円

- (2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、法人の旅費規程に定めるところにより、その費用を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支払うものとする。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは、その金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
- 5 常勤役員の賞与については、6月及び12月の賞与の支給日に在籍する役員に支給する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月の定時評議員会において、新しい理事が選任されるまでの間は、理事長を会長、業務執行理事を常務理事に読み替えるものとする。

(平成 29 年 6 月 14 日改正)

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から適用する。

(平成 31 年 3 月 12 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(令和元年 6 月 26 日改正)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から適用する。